

## 現行：第7次熊本県保健医療計画

### 第5項 人権に配慮した保健医療

#### 現状と課題

- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、保健医療の分野においても、障がい者を理由として、不利益な取扱いを受けることや、合理的な配慮が受けられないという事例が見受けられます。精神障がいについては、地域で自分らしい暮らしをしていく中で周囲の理解が不足している状況も見られます。

#### 目指す姿

- HIV・エイズやハンセン病などの感染症や障がいに対して、県民が十分に理解し、偏見や差別のない、安心して保健医療を受けることができる社会を目指します。

#### 施策の方向性

- 障がいに対する正しい知識の普及・啓発  
・障がいに関する偏見や差別の解消を図るため、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨や内容について周知・啓発を行います。特に、精神障がいや難病については、正しい知識や必要な配慮等について普及・啓発を行います。

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や「障害者差別解消法」の周知啓発により、障がいに対する理解は徐々に進んでいるものの、精神障がい者が地域生活を進めるうえで、周囲の理解が不足している状況が見られており、引き続き、啓発活動に取り組む必要がある。

現状と課題を踏まえ、目指す姿は、7次計画の内容を継続する。

・令和4年(2022年)4月から施行している「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の周知・啓発が必要。

## (案)：第8次熊本県保健医療計画

資料6-4

### 第5項 人権に配慮した保健医療

#### 現状と課題

- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、保健医療の分野においても、障がい者を理由として不利益な取扱いを受けることや、合理的な配慮が受けられないという事例が見受けられる。精神障がいについては、地域で自分らしい暮らしをしていく中で、周囲の理解が不足している状況が見られる。

#### 目指す姿

- HIV・エイズ、ハンセン病などの感染症や障がいに対して、県民が十分に理解し、偏見や差別のない、安心して保健医療を受けることができる社会を目指す。

#### 施策の方向性

- 障がいに対する正しい知識の普及・啓発  
・障がいに関する偏見や差別の解消を図るため、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨や内容について引き続き周知・啓発を行うとともに、令和4年(2022年)4月から施行している「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」についても周知・啓発を進める。特に、精神障がいや難病については、正しい知識や必要な配慮等について普及・啓発を行う。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	39.5% (H29.3)	50% (H33.3)	県民アンケートの「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を知っている」と答えた県民の割合が39.5%にとどまっているため、更なる障がい者の差別の解消に向けて取り組む。



「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の令和4年度時点の認知度は、49.4%と目標値の50%まで近づけることができた。第7期の計画期間における認知度の上昇率等を踏まえて目標値を55%に引き上げ、引き続き、障がいに対する正しい理解や必要な配慮、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進等に対する周知啓発を進めていく。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	49.4% (R5.3)	55% (R11)	県民アンケートの「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を知っている」と答えた県民の割合を令和11年度末までに55%以上とする。

## 現行：第7次熊本県保健医療計画

### 第11項 障がい保健医療福祉

#### 現状と課題

- 発達障がい児（者）の支援については、早期発見・早期療育の効果が大きいことから、乳幼児検診等で発達障がいに気付くことが重要ですが、身近な地域で発達障がいを診断できる医療体制が整っていない圏域があります。
- 発達障がい児（者）に対して、各関係機関が、療育、教育及び就労などの支援に取り組んでいるところですが、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行っていくため、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が連携して支援していくことが求められています。
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）の在宅復帰支援については、関係機関との連携体制などが、地域によって差がある状況です。  
また、医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）の地域生活を継続するためには、家族の精神的・肉体的負担を軽減するレスパイトケアが重要ですが、レスパイトケアを実施している事業所のある圏域が限られている状況です。
- 障がい児（者）については、医療費の負担が大きいことから、必要な医療が適切に受けられるよう、自立支援医療費や重度心身障がい児（者）医療費の給付を行っています。

#### 目指す姿

- 発達障がい児（者）については、早期に気づき、身近な地域で専門的な診断が受けられるようにします。
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）については、本人が身近な地域で在宅復帰支援など必要な支援が受けられ、その家族もレスパイトケアなどの支援が受けられるようにします。



発達障がいを診療できる専門医療機関はほぼ全圏域で整備された。しかし、専門医療機関によっては長期の診断待機が生じているため追記。



地域における支援体制の整備を進めるため、医療的ケア児支援法（R3.9 施行）に基づき、令和4年4月に熊本県医療的ケア児支援センターを設置したため追記。  
また、家族の精神的・肉体的負担を軽減するレスパイトケアを実施する事業所は各圏域に整備され、その数も増加しているが、ニーズに対応するためには、引き続き事業所数を増やしていくことが必要のため追記。



発達障がい児（者）支援については、専門医療機関だけでなく、かかりつけ医との役割分担により、地域で適切な診療を受けられるようにしていくことが必要であるため追記。

## (案)：第8次熊本県保健医療計画

### 第11項 障がい保健医療福祉

#### 現状と課題

- 発達障がい児（者）の支援については、早期発見・早期療育の効果が大きく、乳幼児健診や日頃の診療等で発達障がいに気付くことが重要であることから、各圏域で発達障がいを診療できる医療体制の整備を進めてきたが、長期の診断待機など医療体制が十分に整っていない圏域がある。
- 発達障がい児（者）に対して、各関係機関が、療育、教育及び就労などの支援に取り組んでいるが、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、引き続き医療、福祉、教育、就労等の関係機関が連携して支援していくことが求められている。
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）の在宅での生活を支援するため、熊本県医療的ケア児支援センターを設置し、地域における支援体制の整備を進めているが、整備状況は地域によって差がある。  
また、医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）の地域生活を継続するためには、家族の精神的・肉体的負担を軽減するレスパイトケアが重要であり、医療的ケア児等が利用できる事業所の開設を支援しているが、その数は十分ではない。
- 障がい児（者）については、医療費の負担が大きいことから、必要な医療が適切に受けられるよう、自立支援医療費や重度心身障がい児（者）医療費の給付を行っている。

#### 目指す姿

- 発達障がい児（者）については、早期に気づき、身近な地域で専門的な診断が受けられ、かつ、診断の後には地域の医療機関において適切な診療を受けられるようにする。
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）については、本人が身近な地域で安定した生活や療育などの必要な支援が受けられ、その家族もレスパイトケアなどの支援が受けられるようにする。



## 施策の方向

- 発達障がい児（者）への医療提供体制の整備等
  - ・ 発達障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健診等で早期に発達障がいに気付き、障害児通所支援などの療育支援をできるだけ早く受けることができる体制を整備します。また、こども総合療育センターを拠点として、専門的な助言・指導等を行うなど、地域の発達障がいに係る療育支援体制の整備を推進します。
  - ・ 身近な地域で発達障がいの診療が受けられるよう、発達障がい医療センターにおいて、地域の医療機関の医師を対象とする発達障がいの知識・技術の習得に係る研修、検診・診察への陪席、症例検討会等を行い、地域の医療機関において発達障がいを診断できる医師を養成します。
  - ・ 発達障がいの円滑な受診につなげるため、地域療育ネットワーク会議等の活用により、各圏域における医療、福祉、行政等の連携を進めるとともに、小児科医と精神科医の診療の役割分担と連携を推進し、県内全圏域で地域の実情に応じた発達障がいに対応できる医療体制を整備します。
- 発達障がい児（者）への支援のための関係機関の連携体制の強化
  - ・ 発達障がい児（者）をライフステージに応じた切れ目なく支援するため、サポートファイルや個別支援計画を活用し、関係機関で情報共有を行うなど連携を強化します。
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）とその家族への支援の充実
  - ・ 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）が地域で安心して暮らせるよう、日中の支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターや、保育所、学校、事業所等における支援者を養成します。また、保健、医療、福祉、教育等による協議の場を設置し、関係機関の連携を強化します。
  - ・ 家族に対してレスパイトなどの支援を行うため、在宅の医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）に居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等のサービスを身近な地域で提供できる体制を整備します。



・ 児童福祉法改正（R6.4 施行）により、各圏域に中核機能を十分に備える児童発達支援センター等の整備が求められたため追記。

・ 医師を養成する機関として、こども総合療育センターを追記。

・ 専門医療機関とかかりつけ医との役割分担と連携の推進についての文言を追記。

・ 事業所又は学校が作成する個別支援計画等を活用した情報共有が主流となり、サポートファイルについては役割を終えたため削除。  
・ 令和4年度に発達障がい者支援地域協議会を設置したため追記。

・ 平成30年度に医療的ケア児等支援検討協議会を設置したため追記。

・ 令和4年4月に熊本県医療的ケア児支援センターを設置したため追記。



・ 事業所整備に係る重複記載を統合。

## 施策の方向性

- 発達障がい児（者）への医療提供体制の整備等
  - ・ 発達障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健診等で早期に発達障がいに気付き、障害児通所支援などの療育支援をできるだけ早く受けることができる体制を整備する。また、こども総合療育センターを拠点として専門的な助言・指導等を行うとともに、各圏域に中核機能を十分に備える児童発達支援センター等を整備し、地域の発達障がいに係る療育支援体制の整備を推進する。
  - ・ 身近な地域で発達障がいの診療が受けられるよう、発達障がい医療センター及びこども総合療育センターにおいて、地域の医療機関の医師を対象とする発達障がいの知識・技術の習得に係る研修、検診・診察への陪席、症例検討会等を行い、地域の医療機関において発達障がいを診療できる医師を養成する。
  - ・ 発達障がいの円滑な受診につなげるため、地域療育ネットワーク会議等の活用により、各圏域における医療、福祉、行政等の連携を進めるとともに、小児科医と精神科医及び専門医療機関と地域のかかりつけ医の診療の役割分担と連携を推進し、各圏域で地域の実情に応じた発達障がいに対応できる医療体制の充実を図る。
- 発達障がい児（者）への支援のための関係機関の連携体制の強化
  - ・ 発達障がい児（者）をライフステージに応じた切れ目なく支援するため、個別支援計画等を活用し、関係機関で情報共有を行うなど連携を強化する。また、医療、福祉、教育、就労等の関係機関で構成する発達障がい者支援地域協議会等により、連携を強化する。

### 【新設】

- 地域における医療的ケア児支援体制の整備
  - ・ 医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関で構成する医療的ケア児等支援検討協議会等で情報共有を行うなど、連携を強化する。
  - ・ 医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターや、保育所、学校、事業所等における支援者を養成するとともに、熊本県医療的ケア児支援センターにおいて市町村における医療的ケア児等コーディネーター配置等を支援し、地域の支援体制を整備する。
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）とその家族への支援の充実
  - ・ 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）が地域で安心して暮らすことができ、その家族もレスパイトケアなどの支援が受けられるようにするため、在宅の医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）が利用できる事業所の開設を支援し、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等のサービスを身近な地域で提供できる体制の充実を図る。

- 特に、関係機関への働きかけや事業開始に向けた支援を行い、医療的ケアが必要な障がい児（者）を受け入れる医療短期入所事業所の整備を推進します。

○ 医療費負担の軽減

- 障がい児（者）の医療費負担を軽減するため、市町村を通して、自立支援医療費の給付や重度の心身障がい児（者）の医療費について助成します。

評価指標

指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数	6 圏域 (H29. 3)	10 圏域 (H33. 3月)	平成 32 年度末時点で全ての圏域に発達障がいに対応できる医療体制を整備する。 熊本・上益城圏域については、熊本市と上益城郡にそれぞれ整備することを目指す。
医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所等の数	8 圏域 33 か所 (H29. 3)	10 圏域 44 か所 (H33. 3)	平成 32 年度末時点で全ての圏域に事業所を整備する。 熊本・上益城圏域については、熊本市と上益城郡にそれぞれ整備することを目指す。



発達障がいに対応できる専門医療体制はほぼ全域で整備され、目標を達成した。しかし、専門医療機関によっては長期の診断待機が生じている。今後は、地域のかかりつけ医の養成を強化し、専門医療機関と地域のかかりつけ医との連携により、身近な地域で発達障がい者が診療できる体制を目指すため、評価指標を変更。

「医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所等の数」は R5. 3 末時点で 67 か所となり、目標値を上回った。今後は、熊本県医療的ケア児支援センターを拠点として地域支援体制づくりを進めていくため、評価指標を変更。

○ 医療費助成による負担の軽減

- 障がい児（者）の医療費負担を軽減するため、市町村をとおして、自立支援医療費の給付や重度の心身障がい児（者）の医療費について助成します。

評価指標

(目標達成のため評価指標を変更)



指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修の受講者数	227 人 (R4)	451 人 (R11)	身近な地域で発達障がい者が診療できるようにするため、発達障がいに対応できるかかりつけ医を養成する。32 人/年の受講者を見込む。
医療的ケア児等コーディネーター配置市町村数	4 市町村 (R5. 3)	45 市町村 (R9. 3)	令和 8 年度末までに全市町村に配置する。障がい者プランの目標設定に同じ。